特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
7	太良町	地方税の徴収に関する事務	基礎項目評価書			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太良町は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県太良町長

公表日

平成27年5月29日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

①事務の名称 地方税の徴収に関する事務 地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例に基づき、住民に対して公正・公平な徴							
地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例に基づき、住民に対して公正・公平な徴	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
事務を行い、また、住民の正しい権利を保障するために、住民に関する徴収に必要な情報を正確に提し、法令に基づき適正な滞納整理を執行する。具体的には、以下の事務を行う。 1. 口座振替 口座振替、振込事務に必要となる口座情報の登録管理およびその口座登録情報をもとにした各金機関への口座振替(振込)依頼事務を行う。また、口座振替依頼結果データの受け入れ処理により名課データへの消込を行う。 2. 収納消込 納付書や口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。また、再行納付書や納税証明書の出力、還付充当処理や督促状の発行など、納付に関連する事務を行う。 3. 滞納整理 納税者が納期限に課税額の納付がない場合、納税者に対して督促を行う。督促後、納税者からの付がない場合は、滞納処分を執行する。また、滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他関に実態調査を行う。	把 融賦 発 納						
③システムの名称 収納消込システム、滞納管理システム、申告受付システム、口座管理システム、統合宛名システム、 間サーバー	中						
2. 特定個人情報ファイル名							
1. 口座情報ファイル、2. 収納履歴ファイル、3滞納処分ファイル、4. 納税組合員ファイル							
3. 個人番号の利用							
番号法第9条第1項 別表第一 第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で める事務を定める命令第16条	で定						
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
(1)実施の有無 (選択肢) (1)実施する (2)実施しない (3)未定							
番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48, 54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97, 101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 (情報照会の根拠) 27の項							
5. 評価実施機関における担当部署							
①部署							
②所属長 税務課長							
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先 総務課 〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6 TEL 0954-67-0311 FAX 0954-67-2	425						

総務課 〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6 TEL 0954-67-0311 FAX 0954-67-2425

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいける。		[1,000人以上1万人未満] 平成26年10月1日 時点		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		平成26年10月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明